

一般財団法人全国大学生協連奨学財団

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第39条第2項の規定に基づき、この法人(以下「当財団」という)の賛助会員の入会及び退会並びに賛助会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学団体賛助会員Ⅰ)

第2条 次の各号に該当し、当財団の目的及び事業に賛同し、2項に定める所定の賛助会費を納付する法人は、代表理事の承認を得て大学団体賛助会員Ⅰとなることができる。

- (1) 全国大学生協連
- (2) コープ共済連

2. 賛助会費は、1口100万円とする。

(大学団体賛助会員Ⅱ)

第3条 全国大学生協連の会員生協及び大学及び高専の法人または団体で、当財団の目的及び事業に賛同し、2項に定める所定の賛助会費を納付する者は、代表理事の承認を得て大学団体賛助会員Ⅱとなることができる。

2. 賛助会費は、1口1万円とする。

(特別団体賛助会員)

第4条 第2条及び第3条に規定する法人、団体以外で、当財団の目的及び事業に賛同し第2項に定める所定の賛助会費を納付する法人及び団体は、代表理事の承認を得て特別団体賛助会員となることができる。

2. 賛助会費は、1口10万円とする。

(一般団体賛助会員)

第5条 第2条及び第3条に規定する法人、団体以外で、当財団の目的及び事業に賛同し第2項に定める所定の賛助会費を納付する法人及び団体は、代表理事の承認を得て一般団体賛助会員となることができる。

2. 賛助会費は、1口1万円とする。

(個人賛助会員)

第6条 当財団の目的及び事業に賛同し、第2項に定める所定の賛助会費を納付する個人は、代表理事の承認を得て個人賛助会員となることができる。

2. 賛助会費は、1口500円とする。

(入会手続)

第7条 前各条の賛助会員になろうとする者は、当財団の賛助会員規程を承諾し、所定の入会申込書を提出しなければならない。入会申込書には、賛助会費の口数を記入するものとする。

(賛助会費の納入)

第8条 賛助会員は、その年度内に所定の賛助会費を納入しなければならない。

- 2. 2年以上賛助会費の納入がない場合には、退会とみなす。
- 3. 賛助会費の年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。
- 4. 賛助会員は、賛助会費の口数を、所定の口数変更届の提出により変更することができる。

(賛助会員の活動等)

第9条 賛助会員は次の活動等を行うことができる。

- (1) 賛助会員は、当財団の情報提供を受けることができる。
- (2) 当財団が主催する賛助会員の種別ごとに開催する報告会や交流会等に参加することができる。
- (3) 賛助会員は、当財団のホームページに賛助会員であることを表示することができる。

(賛助会員の使途)

第10条 第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条の賛助会員の使用目的は以下の通りとする。

(1)大学団体賛助会員Ⅰの賛助会員は、毎事業年度におけるその合計額の20%以上を公益目的事業に使用する。

(2)大学団体賛助会員Ⅱ、特別団体賛助会員、一般団体賛助会員及び個人賛助会員の賛助会員は、その全額を公益目的事業に使用する。

(奨学制度の資料配布等)

第11条 賛助会員は、当財団の奨学制度の資料の配布や説明、ホームページのリンク及び賛助会員でない個人や法人に対して寄付の呼びかけを行うことができる。

(個人情報保護)

第12条 大学団体賛助会員Ⅰ及びⅡは、当財団の奨学制度の資料の配布や説明等の場で知り得た個人情報は、個人情報保護法及び当財団及び各賛助会員の個人情報保護方針に従い適切に管理するものとする。

(賛助会員の義務)

第13条 賛助会員は、賛助会員の納付のみを義務とする。

(賛助会員の資格の喪失)

第14条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、代表理事の決裁により賛助会員の資格を喪失させることができる。また、その場合は、納付された賛助会員の返還は行わない。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 反社会的勢力であることが判明したとき

2.前項のうち(1)の事由に該当するときは、当該賛助会員には弁明の機会を与えるものとする。

(退会)

第15条 賛助会員は、賛助会員を納付し賛助会員となった後でも、退会通知を当財団に提出することにより、退会することができる。

2.前項の場合、既納の賛助会員は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(理事会への報告)

第16条 代表理事は年に1回以上は、賛助会員となった者を理事会に報告する。また、資格の喪失及び退会した者について理事会に報告するものとする。

(改正)

第17条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、専務理事が別に定めることができる。

附則

この規程は、2019年10月1日より施行する。

2021年6月24日改定する。

2022年2月1日改定する。

2023年10月1日改定する。